

裁 決 書

審 査 請 求 人

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

処 分 庁 上 尾 市 長 畠 山 稔

審 査 請 求 人 が 平 成 3 0 年 8 月 2 0 日 に 提 起 し た 処 分 庁 に よ る 平 成 3 0 年 度 分 の 下 水 道 受 益 者 負 担 金 の 賦 課 決 定 の 処 分 (以 下 「 本 件 賦 課 決 定 処 分 」 と い う 。) に 係 る 審 査 請 求 (以 下 「 本 件 審 査 請 求 」 と い う 。) に つ い て 、 次 の と お り 裁 決 す る 。

主 文

本 件 審 査 請 求 を 棄 却 す る 。

第 1 事 案 の 概 要

- 1 処 分 庁 は 、 公 共 下 水 道 に 係 る 都 市 計 画 事 業 に 着 手 す る に 当 た り 、 当 該 事 業 に 要 す る 費 用 の 一 部 に 、 上 尾 市 都 市 計 画 下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 に 関 す る 条 例 (昭 和 4 6 年 上 尾 市 条 例 第 4 6 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 1 条 に 規 定 す る 負 担 金 (以 下 「 負 担 金 」 と い う 。) を 充 て る た め 、 条 例 第 8 条 の 規 定 に よ り 、 負 担 金 を 賦 課 し よ う と す る 区 域 と し て 、 本 件 土 地 (上 尾 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○) を 含 む 区 域 を 定 め 、 平 成 3 0 年 ○ 月 ○ 日 、 上 尾 市 告 示 第 ○ 号 に よ り 、 そ の 公 告 を し た 。
- 2 処 分 庁 は 、 上 記 公 告 に よ り 、 負 担 金 を 賦 課 し よ う と す る 区 域 と さ れ た 区 域 内 の 土 地 に 係 る 全 て の 受 益 者 に 対 し 負 担 金 の 賦 課 を す る

こととし、本件土地の所有者である審査請求人に対しても、平成30年〇月〇日、条例第9条第1項の規定により、本件賦課決定処分をした。

3 本件賦課決定処分の概要は、次のとおりである。

(1) 受益者（本件土地の所有者）

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

(2) 1平方メートル当たりの負担金の額 〇〇〇円

(3) 負担金の決定額 〇万〇〇〇〇円

(4) 受益地 区域 上尾市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地目 宅地

地積 〇〇〇平方メートル

4 平成30年8月20日、審査請求人は、審査庁である上尾市長に対し、本件賦課決定処分を不服として本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件賦課決定処分について、負担金の全額免除又は期限の定めのない徴収猶予（無期延期）を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日にさいたま市に転出しており、上尾市に住所を有していない。

イ 審査請求人は、高齢かつ、無職で月4万円程度の年金受給者であり、低所得による生活を余儀なくされている。

ウ 審査請求人は、浄化槽の使用により下水を殺菌しており、公共下水道の使用による受益は受けていない。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求には理由がないから、「本件審査請求を棄却する」

との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

(ア) 処分庁は、公共下水道に係る都市計画事業に着手するに当たり、当該事業に要する費用の一部に負担金を充てるため、条例第8条の規定により、負担金を賦課しようとする区域として、本件土地（上尾市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を含む区域を定め、平成30年〇月〇日、上尾市告示第〇号により、その公告をした。

(イ) 処分庁は、当該公告により、負担金を賦課しようとする区域とされた区域内の土地に係る全ての受益者に対し負担金の賦課をすることとし、本件土地の所有者である審査請求人に対しても、平成30年〇月〇日、条例第9条第1項の規定により、本件賦課決定処分をした。

イ 本件賦課決定処分に係る負担金の決定額の算出について

本件賦課決定処分に係る負担金の決定額〇万〇〇〇〇円は、本件土地が属する負担区の単位負担金額（1㎡当たり〇〇〇円）に本件土地の面積（〇〇〇㎡）を乗じて得た金額である。

ウ 本件賦課決定処分の適法性及び妥当性について

本件土地は、下水道事業により築造される公共下水道の排水区内にあり、本件下水道事業が施行されると、本件土地に接している道路に汚水管（管渠）が設置され、利用価値が高まり、これに応じて資産価値も増加することから、本件土地の権利を有している審査請求人は都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項に規定する「著しく利益を受ける者」に該当するため、条例に基づき本件賦課決定処分を行った。

上記のとおり、下水道事業の施行により土地の利用価値が高まることから、土地の所有者は「著しく利益を受ける者」に該当するものであり、利用居住の有無及び支払能力の有無が「著しく利益を受ける者」であるかどうかの判断に影響を与えない

同項の文言や、受益の程度に応じて受益者に負担を求める受益者負担制度の趣旨、目的等に照らすと、ここでいう「利益」の種類や内容には特に限定はなく、都市計画事業によって土地の利用価値（効用）や資産価値の増加がもたらされることも、これに当たるとは明らかであり、「著しく利益を受ける」かどうかの判断は、都市計画事業によってそうした利益を享受する者とそうではない一般市民との比較において社会通念により決せられるべきものである。（平成26年10月2日名古屋地方裁判所判決）

(2) 公共下水道に係る都市計画下水道事業については、公共下水道の設置は、排水区域内の土地上における生活污水、し尿等を迅速、衛生的に排除処理することに伴い、当該土地の利用価値を高め、その資産価値の増加をもたらす等、当該土地の所有者又は使用者に対し、特別の利益を与えるものである。

そしてこのような排水区域内の土地所有者等が受ける利益の実体は、当該土地の現実的利用の有無、利用の態様、内容あるいはそれに伴う公共下水道施設の現実の利用程度といった点とは直接に関係のない排水区域内に存在するが故に等しくもたらされる当該土地内に内在する利用価値の増大である。（昭和62年7月16日札幌高等裁判所判決）

3 審査請求人が都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かについて

(1) 上記1及び2の点を踏まえ、審査請求人が都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かについてみると、本件土地（上尾市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）は、条例第8条の規定による公告が行われた区域内の土地であり、本件土地は、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存することから、当該土地を所有する審査請求人は、条例第2条第1項に規定する「受益者」に該当する。

(2) そうすると、下水道事業の施行により本件土地に接する道路

には汚水管（管渠）が設置されることとなり、下水道に接続して使用することができるようになることから、当該土地の利用価値が高まり、その資産価値の増加がもたらされ、当該土地の所有者に特別の利益を与えることとなる。よって、本件土地を所有する審査請求人は、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するものである。

- (3) なお、審査請求人は、本件土地に存する家屋に居住せず、また、浄化槽の使用により下水道を使用しない旨を主張しているが、上記2のとおり、浄化槽の使用に伴う公共下水道の実際の使用の有無や居住の有無、本件土地所有者の負担能力の有無等によって、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かが左右されるものではない。また、審査請求人が主張する公共下水道の工事の影響による家屋等の損害についても本件賦課決定処分に影響しない。

4 下水道事業などのインフラ整備を税金で賄うべきかについて

- (1) 審査請求人は、再反論書において「インフラ整備は税金で賄うべきである。」と主張しているので、その点について判断する。

負担金と租税とは形式的にも実質的にも同一視すべきものではない。条例の根拠法たる都市計画法第75条の規定は、地方税法第702条を前提に立法されたものであるところ、これらの規定の関係につき、特に調整規定を設けていないが、それは両者が矛盾抵触する事柄ではなく、あえて調整規定を設けるまでもないからにほかならない。

- (2) 都市計画税は、目的税であり、地方公共団体の都市計画事業の費用に充てられるという点において、同一事業の費用に充てられる負担金と目的を同じくするが、前者は受益者に受益の限度で賦課されるというものではなく、都市計画区域に指定された一定区域内に所在する土地等の所有者に対し、不動産の所有という事実から担税力を推定して一定の課税標準を定めて賦課するのに対し、後者は担税力を考慮の外におき、租税の性格を具備していな

い点で根本的に異なるものである。したがって、都市計画区域内に居住する住民に対して都市計画税のほかに、公共下水道事業という都市計画事業により著しい利益を受けた場合、その限度においてその事業費の一部を負担金として賦課したとしても二重課税の問題は生じないものである。

5 まとめ

上記のとおり、条例第8条の規定による公告がされた区域内の本件土地を所有する審査請求人は、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当し、条例第2条第1項に規定する「受益者」に該当する。

よって、審査請求人に対し、条例第9条第1項の規定により行った本件賦課決定処分による負担金の決定額は、条例の規定を的確に適用し、誤りのないことが認められる。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月3日

審査庁 上尾市長 畠山 稔

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。